

第7号

平成29年8月



上尾市

農業委員会だより

編集・発行
上尾市農業委員会

事務局
上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-9694



日本梨「幸水」の受粉作業



暑中お見舞い
申し上げます

上尾市農業委員会

会長 北川 純一

上尾市農業委員会は、新体制になって2年目を迎えました。昨年1年間、農地利用に関する定例の総会をはじめ、現地調査や農地パトロールなどを行ってきた中で、農業従事者の高齢化・後継者不足による休耕地や作付けのない農地が散在する現状を目の当たりにし、4月の定例総会において、委員からさまざまな意見を聴くことができました。

農業を取巻く情勢は相変わらず厳しいですが、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の義務業務になった今、第一線で活躍されている農家への農地の集積に力を注ぐ一方で、首都圏における都市農業において、新鮮な農産物の供給、防災面、環境面、景観形成、農業体験の場など、農地・農村の役割は大変大きいものとなっています。

農業委員会といたしましても、生産性を図りつつ、地域の交流の場や農村風景によるにぎわいの創出など、農地の有効活用を地域の皆さんと話し合いながら進めてまいりたいと考えております。

さて、表紙写真はゴールデンウィーク前に本町の奥隅農園で行われた、日本梨「幸水」の受粉作業風景です。市内ではナシの生産が盛んで、お盆の少し前から、「幸水」の出荷が始まり、「彩玉」「豊水」や「あきづき」など9月いっぱいがいちばんの最盛期で、みずみずしい旬の果物を味わうことができます。

特に上尾市及び伊奈町で、一定の栽培方法のもと生産された「彩玉」のうち、糖度13以上、重さ500グラム以上のものが上尾・伊奈地域のオリジナルブランド「黄金の雫」として人気があり、例年8月の下旬ごろに出荷されます。今年の豊作をお祈り申し上げます。

平成29年度 農業経営及び農地利用状況に関する調査 (旧 農地台帳調査) にご協力を!

毎年8月1日に調査を実施しています。台帳システムの移行に伴い、従来と台帳の様式が変わりました。同封の記入例をご確認の上、ご記入をお願いします。

調査の目的

この調査は、毎年、世帯員や農地などの状況を申告していただき、農業施策の推進・農地流動化(農地の貸借や売買等)の促進・各種証明書発行の際の基礎資料に役立てます。

調査対象者

市内に在住し、農地を10アール(1,000㎡)以上耕作している世帯

提出方法

同封の返信用封筒に入れ8月21日(月)までに農業委員会事務局へ押印のうえ返送してください。提出された調査票は、台帳としてそのまま使用しますので、破いたり汚したりしないでください。また、二つ折りのまま返送してください。

農薬を使用する前にラベルを確認しましょう

6月1日から8月末までの3カ月間は、農薬危害防止運動期間です。

農薬の誤飲・誤食や、不適切な混用によって有毒ガスが発生し、農業者が死亡する事故が発生しています。

適切に使用し、事故を防ぎましょう。

- 農薬は施錠して保管する
- 使用方法を確認する
- 使用時は、散布のお知らせをするなど周囲に配慮をする
- 土壌くん蒸時は被覆し、立ち入り禁止等の措置を取る



農作業中の熱中症に注意しましょう

暑さに体が慣れていない梅雨明け直後に、農作業中の熱中症事故が多発しています。熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

暑さをしのぐ服装

- ・ 帽子の着用
- ・ 通気性の良い衣類の着用



水分補給

- ・ 小まめな水分補給
- ・ 小まめな休憩



室内での環境

- ・ ハウス等の換気
- ・ 遮光などによる温度上昇の防止

◆熱中症になってしまったときは◆◆◆

- ・ 涼しい場所に避難する
- ・ 衣服を脱ぎ、身体を冷やす
- ・ 水分を補給する
- ・ 自力で動けない、水を飲めない、意識がない場合は、直ちに119番へ!

農地パトロールを行います

農業委員会は、農地法第三十条第一項の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行っています。これは、荒廃が著しい農地や、無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消などを目的に行うものです。

調査の結果、耕作されていない農地については、その所有者に対しその後の利用意向を調査し、農地情報としてインターネットにより公表し、農地として利用するように促します。(※)

ことしも8月から10月にかけて地区ごとに実施します。調査にあたっては、皆さまの所有地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

パトロール実施者は、**緑色の帽子と黄色の腕章**を身に着けています



平成28年度の農地パトロールの様子

(※) 全国農地ナビ <http://www.alis-ac.jp>

農地の適正な管理をお願いします

農地を農地以外に利用することを農地転用といい、農地法に基づく許可(市街化区域は「届出」)が必要です。

手続きをせずに転用を行うと農地法違反になり、農地の状態に是正することが求められます。

農地の違反転用

【法人の場合】

1億円以下の罰金

【個人(法人の代表者、従業員含む)】

3年以下の懲役 又は

三〇〇万円以下の罰金

また、農地に耕作土を入れる場合にも、農地法及び市のたい積条例に基づく手続きが必要で、この手続きを怠ると、元の状態に戻していただかなければなりません。違反すると、2年以下の懲役 または一〇〇万円以下の罰金が科されます。

その他、耕作放棄地は雑草や病害虫の発生、ゴミの不法投棄などの原因になり、周囲の農地に迷惑を及ぼしますので、適正な管理をお願いします。

農業者年金

に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための安定した積み立て式の公的年金です。

◆加入のための要件

- ・農業に年間60日間従事
- ・国民年金第1号被保険者
- ・20歳以上60歳未満

※農地を所有していない人、配偶者や後継者でも加入できます。

◆メリット・特徴

- ・保険料は、自由に決めることができます(千円単位、月額二万六千七千円の間)。また、いつでも見直すことができます。
- ・支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。
- ・積み立てた保険料と、その運用益(付利)によって将来受け取る年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金であるため、少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。
- ・65歳から支払われる生涯支給で、80歳まで保証付きです。万が一、80歳までに亡くなられた場合は、遺族に死亡一時金として支払われます。

・認定農業者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助があります。

詳しくは (独)農業者年金 (<http://www.nounen.go.jp>) をご覧ください

視察を行いました

ことしの2月、茅ヶ崎市農業水産課と茅ヶ崎市農業委員会が行っている、耕作放棄地解消ボランティア制度を視察しました。

耕作放棄地解消ボランティア制度は、市内にある耕作されなくなった農地を農家とボランティアが協力し、市民農園などへと生まれ変わらせ、農地の有効活用を図るとともに、市民の余暇の充実と農業への理解を深め、農業の振興を図ることを目的としています。



取り組みによる市民農園を視察



JAさがみ「わくわく市寒川店」で説明を受ける様子

この制度は、雑草などが生えてしまった農地を復旧しながら健康増進を図りたいと考える人に耕作放棄地解消ボランティアとして登録していただき、遊休地化した農地を所有している農家とともに、農地復旧の手伝いを通して、健康増進などの余暇の充実を図ってもらうというものです。復旧した農地は、農家が市民農園などを開設し、作業を行った耕作放棄地解消ボランティアのかたがたも利用していました。今後の本市での取り組みのひとつとして、大いに参考になりました。

編集後記

温かいご飯を口いっぱいにはお張る幸せは、何物にも勝ります。ツヤツヤとした白い米つぶから湯気が出る様子は想像しただけで良いものですね。

コメは、日本で古くから食されてきた主要な農産物ですが、近年は、食生活の変化に伴い、日本人のコメ離れが進んでいます。その一方で、ブランド化して価値が高まり、需要が増加しているコメもあるようです。

このような状況を踏まえ、国は、二〇一八年度からコメの生産数量目標配分を行わないとしています。いわゆる、減反政策の廃止です。全国ベースの需給見通しは提示するそうですが、従来のように定められた数量を生産するのではなく、需要に応じた生産を行えるよう取り組むことが重要です。

国の政策がビジネスチャンスになり得るのか、どのような対応ができるのか、正確な情報を提供できるように注視したいと思います。



茅ヶ崎市役所での研修